

危険物地下貯蔵タンクに関する法令改正のお知らせです。

「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の一部が改正されました。

(平成 22 年 6 月 28 日交付、平成 23 年 2 月 1 日施行)

今回の改正は、昨今の危険物流出事故の増加をうけその防止のためになされた非常に重要なものです。下記改正の概要をご覧のうえ、該当する場合は必要な措置を講じられますようお願いいたします。

改正の概要

1. 地下貯蔵タンクの流出事故防止対策

◆ 危険物地下貯蔵タンクや配管からの流出事故が近年増加しています。その原因の半数近くが腐食等劣化によるものであることから、「危険物の規制に関する規則」「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の改正がなされました。

本改正の対象となるのは、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻のタンクで、タンクの「埋設後経過年数（注 1）」、「塗覆装の種類（注 2）」及び「設計板厚（注 3）」からタンクの腐食危険度を判断し、危険度に応じて「腐食の恐れが特に高いタンク」、「腐食の恐れが高いタンク」「それ以外のタンク」に分類し、「腐食の恐れが特に高いタンク」、「腐食の恐れが高いタンク」に該当することとなった場合は、流出事故防止対策としてそれぞれ必要な措置を講じることが義務付けられました。

※ タンクの判定及び必要な措置については、3 ページ目の「腐食危険度の判定方法」により行ってください。

※ 注 1～注 3 については、「腐食危険度の判定方法」にて説明しております。

※ 上記の措置は、平成 25 年 1 月 31 日まで適用の猶予措置がとられています。

※ 猶予期限満了日が近くなりますと当該工事の需要増により施工業者の対応が追い付かなくなることも予想されますのでご注意ください。

2. タンクの漏れの点検の免除、点検期間の延長

◆ 地下貯蔵タンク等の漏れの点検については、原則 1 年以内に 1 回実施しなければなりません。一定の要件を満たす地下貯蔵タンク等については、当該点検の免除、又は点検期間の延長を行うことができるとされています。その要件について下記のとおり追加がなされました。

1. 地下貯蔵タンクの漏れの点検を行わなくてもよい要件に「タンクのFRP内面コーティングを行っていること」が追加されました。
2. 地下貯蔵タンクの漏れの点検期間の延長をすることができる要件に「タンクのFRP内面コーティングを行っていること」が追加されました。

3. 地下埋設配管の漏れの点検を行わなくてもよい要件に「電気防食が施されていること又は設置されている条件の下で腐食するおそれがないものである場合」が追加されました。

※「設置されている条件の下で腐食するおそれがないものである場合」とは、強化プラスチック製配管及び合成樹脂製配管をさします。

3. 休止中のタンクの漏れの点検期間の延長

◆ 危険物の貯蔵又は取扱いを休止している地下貯蔵タンク、地下埋設配管の漏れの点検及び当該点検の点検記録保存義務（漏れの点検に係る部分のみ）については、タンク等の所有者等の申請に基づき市町村長等が保安上支障がないと認めた場合は、当該タンク等に係る漏れの点検及び点検記録保存記録義務を市町村長等が定めた期間延長することができるようになりました。

（漏れの点検以外の定期点検は、通常のとおり実施しなければなりません。）

4. 強化プラスチック製二重殻タンクの材質に関する事項

◆ これまで強化プラスチック製二重殻タンクに貯蔵することができる危険物の種類については、自動車ガソリン、灯油、軽油、重油の4種類に限られていましたが、この度の改正により、強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる強化プラスチックが、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、日本工業規格K7070「繊維強化プラスチックの耐薬品性試験方法」に定められている方法で一定の基準に適合することがあらかじめ確認されていれば、上記4油種以外の危険物であっても貯蔵し、取り扱うことができることとされました。

5. 強化プラスチック製二重殻タンクの漏れの点検方法の追加等に関する事項

◆ 強化プラスチック製二重殻タンクの漏れの点検方法が次のとおり追加等されました。

1. ガス加圧法による点検方法の見直し

ガス加圧法による強化プラスチック製二重殻タンクの漏れ点検に係る判定時間中の圧力降下を確認する時間が15分から35分に延長されました。

2. ガス減圧法の追加

強化プラスチック製二重殻タンクの漏れの点検方法に、減圧法が追加されました。

※ 詳しくは、所轄消防署予防課にお問合わせください。

(1) 枚方消防署 予防課 TEL 072-852-9937

(2) 枚方東消防署 予防課 TEL 072-852-9976

(3) 寝屋川消防署 予防課 TEL 072-852-9957

◎ 腐食危険度の判定方法

今回の改正では、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち、埋設後経過年数が「20年」以上のものが対象となる可能性があります。該当する恐れのあるタンクを所有している場合は、次により確認してください。

1. タンク埋設時の設置許可書、完成検査済証等タンクの仕様が判断できる書類をご用意ください。
2. 完成検査済証の交付年月日を基準として「埋設後経過年数」を確認してください。
3. 「埋設後経過年数」が20年以上の場合は、上記書類に記載された「塗覆装の種類」「設計板厚」を確認し、下記判定表に当てはめてタンクの種別を判定してください。
4. 「埋設後経過年数」「塗覆装の種類」「設計板厚」の順番に表にあてはめ、表右端の種別でタンクの判定を行ってください。

注1 埋設後経過年数…地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数

注2 塗覆装の種類…埋設されたタンクの外面を保護するため塗覆されているもので、以下の4種類があります。

- ・モルタル塗装（改正告示第4条の48第1項第1号に定めるもの。以下同じ）
- ・アスファルト（改正告示第4条の48第1項第2号に定めるもの。以下同じ）
- ・エポキシ樹脂又はターレポキシ樹脂（改正告示第4条の48第1項第3号に定めるもの。以下同じ）
- ・強化プラスチック（改正告示第4条の48第1項第4号に定めるもの。以下同じ）

注3 設計板厚…対象となる地下貯蔵タンクの設置時の板厚

タンク判定表

埋設後経過年数	塗覆装の種類	設計板厚	種別(腐食危険度)
50年以上	モルタル塗装	8ミリ未満	腐食のおそれが「特に高い」タンク
		8ミリ以上	腐食のおそれが「高い」タンク
	アスファルト	すべての設計板厚	腐食のおそれが「特に高い」タンク
	エポキシ樹脂又はターレポキシ樹脂	6ミリ未満	腐食のおそれが「特に高い」タンク
		6ミリ以上	腐食のおそれが「高い」タンク
	強化プラスチック	4.5ミリ未満	腐食のおそれが「特に高い」タンク
	4.5ミリ以上12ミリ未満	腐食のおそれが「高い」タンク	
40年以上50年未満	モルタル塗装	6ミリ未満	腐食のおそれが「高い」タンク
	アスファルト	4.5ミリ未満	腐食のおそれが「特に高い」タンク
		4.5ミリ以上	腐食のおそれが「高い」タンク
	エポキシ樹脂又はターレポキシ樹脂	4.5ミリ未満	腐食のおそれが「高い」タンク
	強化プラスチック	4.5ミリ未満	腐食のおそれが「高い」タンク
30年以上40年未満	モルタル塗装	4.5ミリ未満	腐食のおそれが「高い」タンク
20年以上30年未満	アスファルト	6ミリ未満	腐食のおそれが「高い」タンク
	アスファルト	4.5ミリ未満	腐食のおそれが「高い」タンク

◎ 判定結果に基づく措置

◆ 腐食の恐れが「特に高い」タンクと判定された場合

1. 「FRP内面コーティング」(※)または「電気防食」(※)を行う必要があります。
(危険物の規制に関する規則第23条の2第1項第1号、第2号)

(※)・「FRP内面コーティング」とは、タンクの腐食を防止するためタンクの内面にFRPによるコーティングを行うものです。

(※)・「電気防食」とは、地下に埋設されたタンクに外部から直流電流を流すことで腐食の進行防止をします。

◆ 腐食の恐れが「高い」地下貯蔵タンクと判定された場合

1. 「地下貯蔵タンクからの危険物の微小な漏れを検知する設備」(※)の設置、「FRP内面コーティング」、「電気防食」のうちのいづれかを行う必要があります。
(危険物の規制に関する規則第23条の3第1項第1号)

(※)・「地下貯蔵タンクからの危険物の微小な漏れを検知する設備」とは「高精度液面計」など直径0.3ミリ以下の開口部からの漏れを常時検知する設備をいいます。